

生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討ワーキンググループ報告書（案）
に対する意見

日本政策金融公庫国民生活事業

生活衛生融資部部長 三尾 高志

個々の営業者が開業や事業経営等に困った際に、公庫や指導センターの指導、相談体制が、その受け皿として十分な役割を果たしていない、又はその機能が十分に周知されていないことから、推せん書の必要性が理解されず、その発行が営業者にとって負担（煩雑なもの）と考えられているのではないのでしょうか。

こうした営業者への相談に当たっては、融資の際の相談だけではなく、日頃からの連携により、親近感を持ってもらうことが長期的には公庫や指導センターへの理解や活用、ひいては融資拡大に繋がっていくものと考えられることから、融資の申込みも含めたあらゆる機会を捉えて営業者との関係を構築するとともに、営業者がどのような指導や情報を必要としているのかを把握し、その指導内容や情報の質（魅力）を高めつつ、公庫、指導センター、組合が、それぞれが得意とする分野や特徴を活かしてその役割分担を明確にするべきでと考えます。

また、その指導・情報提供の体制、手法については、個々の営業者への直接的な対応と、ITを活用した情報の提供などの不特定多数の営業者への間接的な対応の両面から、質、量ともに充実、強化を図るべきと考えます。